

審 第 5 6 2 号

答 申 第 5 0 0 号

平成 3 0 年 6 月 8 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 7 年 1 2 月 1 4 日付け精保セ第 3 6 5 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 6 1 5 号

平成 2 7 年 1 1 月 9 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 7 年 9 月 2 4 日付け精保セ第 2 7 0 号で行った行政文書不開示決定及び同日付け精保セ第 2 7 1 号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

- 1 千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、平成27年9月24日付け精保セ第270号で行った行政文書不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を取り消し、平成5年度「精神医療審査会委員実地審査委員任免」と題する簿冊に綴られている各行政文書、平成6年度から平成8年度まで及び平成10年度における「精神医療審査会委員任免」と題する各簿冊に綴られている各行政文書、平成14年4月1日作成の「審議会委員等の委嘱について（協議）」と題する起案文書及びその添付書類並びに平成19年度作成と思料される「千葉県精神医療審査会委員名簿」について、開示決定等をすべきである。
- 2 実施機関が平成27年9月24日付け精保セ第271号による行政文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）で不開示とした情報のうち、別表2の開示すべき情報欄に記載した各情報は、開示すべきである。
- 3 実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成27年8月19日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「千葉県は、千葉県精神医療審査会について、その委員を選ぼうえて、単位弁護士会や日弁連、千葉県精神科病院協会、千葉精神神経科診療所協会、千葉県精神保健福祉士協会、人権擁護委員、千葉県民生委員、社協、その他これらに類するものに対して誰が委員として適切かを訊いていることになっている。その遣り取りに関する

情報一切。たとえば、委員の推薦や紹介の依頼文書、その回答、起案文書、当該委員の選定についての文書、委員の調査の文書、FAX、電子メールなどなど、他にもあれば無論そちらも含めてとにかく一切。全ての年度で。

請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

また、事案の移送もお願いいたします。」

### 3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、千葉県精神医療審査会の委員（以下「本件委員」という。）の任免に関する文書のうち昭和63年度から平成14年度までにおける精神保健福祉センター（以下「センター」という。）への業務移管前の文書（以下「業務移管前の文書」という。）及び平成14年度の業務移管後から平成19年度以前の文書（以下「業務移管後の文書」といい、これらを併せて「平成19年度以前の文書」という。）並びに別表1に掲げる本件対象文書1から同50まで（以下これらを併せて「本件対象文書」という。）を特定した。

### 4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、平成19年度以前の文書について、本件不開示決定を行い、本件対象文書について、別表1の不開示部分欄に記載の各情報を不開示とする本件部分開示決定を行った。

### 5 異議申立て

異議申立人は、本件不開示決定及び本件部分開示決定を不服とし、平成27年11月9日付けで異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件不開示決定及び本件部分開示決定を取り消して、更に請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

公益上の理由による裁量的開示をせよ。

また、もともと、1通の開示請求書で開示請求したものであり、実施機関・担当課、請求内容・特定された行政文書の性質、開示請求者・異議申立人が同一であることから、本件部分開示決定及び本件不開示決定の異議申立てを併合して審査することを求める。

## 2 異議申立ての理由

文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

不開示部分は、いずれも条例第8条第2号、第3号及び第6号に全て該当しない。また、たとえ該当したとしても、同条第2号ただし書イロハニ全て及び第3号ただし書に該当する。

不開示部分は、条例第10条に該当する。

不開示については、対象文書が全くないとは考えられない。仮に廃棄したのであれば、当該文書を廃棄したということを示す文書を開示すべきである。

## 3 意見書の要旨

### (1) 対象行政文書の廃棄について

本件対象行政文書の一部を廃棄したことは、条例第29条第1項及び千葉県行政文書管理規則（平成13年千葉県規則第30号）第3条各項、第4条、第12条第1項及び第13条各項をはじめ、条例前文、第1条、第3条、第26条、第27条、第29条第2項及び第30条に明らかに違反している。職員の当該行為が、故意又は重大な過失に該当するため、対象職員らの懲戒処分を求めるとともに、その回答を書面で求める。

また、その件について本件担当課職員や政策法務課職員といった職員の誰からも謝罪や反省の一言がなかったことは、憂慮すべき事態である。

### (2) 他の審議会との比較

ア 千葉県収用委員会では、所有権などの土地の権利等を基にして、強制収用の必要があるのか及び土地買収の金額は適当かといった県民の人権問題に関わることを高度かつ専門的な見地から審査するもので、計画の策定や各施策の基本的方向を検討するような審議会とは性格が異なる。千葉県収用委員会の決定によって土地が公権力によって強制的に収用されるのに対して、千葉県精神医療

審査会の決定によって被強制収容者は、人身の拘束や精神変容薬の強制投与及び電気ショック療法の強制実施といった、非人道的な措置を受けることが正当化されてしまう。この点、千葉県精神医療審査会と千葉県収用委員会とは人権問題について共通した性質を持っている。

しかし、異議申立人が千葉県収用委員会に架電したところ、担当者から、千葉県収用委員会の委員の氏名は、千葉県のホームページによってインターネット上には公表していないものの、情報公開請求に対しては開示する運用をしているとの回答を得た。収用委員会の委員の氏名でさえ、情報公開に対して開示になっても、実施機関の危惧する事態は現に惹起されていないのである。

イ 千葉県内で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）の規定による措置診察が実施される際に措置権者となる人物は、実施機関と千葉市長との2者のみである。そして、千葉市は、千葉市のホームページ上で千葉市精神医療審査会の委員氏名、所属、委員区分及び千葉市精神医療審査会内での役職等を公表している。

しかし、千葉市は、実施機関の表明するおそれが現実のものとなっていない。措置診察の精神障害者又は精神障害と疑われた対象者が、千葉県内にいたところ実施機関の権限で強制入院させられた場合には、本件委員の情報を知り得ないのに対し、偶然に千葉市内にいたところ千葉市長の権限で強制入院させられた場合には千葉市精神医療審査会の委員の情報を知り得るとは、公平性の観念にも著しく反する。

ウ 千葉県精神医療審査会は、行政不服審査会の1つである。本件委員は、千葉県の地方公務員である。そして、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第17条の規定により、本件委員の委員名簿は公表しなければならない。確かに、同改正法は平成28年4月1日に施行予定であり、まだ施行していない。

しかし、同年3月31日までは上記名簿を公表すると審査会の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、同年4月1日になることを以て突然に上記名簿を公表しても審査会の適正な運営に支障を及ぼすおそれが解消される、とは認められない。

したがって、本件不開示情報は、条例第8条第6号に該当しない。

(3) 理由説明書における不開示決定の理由（条例第8条第6号について）

ア 実施機関からの理由説明書の5の記載は、徹頭徹尾、精神障害者に対する差別偏見に依拠している。

強制入院させられて千葉県精神医療審査会に行政不服審査請求した精神障害者にも、自らの処遇に関して正当に担当者等に問い合わせたり改善を要望したり人権侵害の実態を伝えたりする権利がある。それらの権利行使を主体が精神障害者であるというだけで直ちに不当ないし違法なものであると判断することは、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）及び障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成18年千葉県条例第52号）等に明確に違反している。

イ 実施機関は、理由説明書において、「委員の任免に影響するばかりでなく、不当な圧力によって本来の客観的立場での審査が揺らぎかねない事態を招くおそれから、本県では平成21年度以降委員名簿の公開は行っていない。」と記載している。

しかし、実際には、本件委員の名簿を掲載していた本件開示文書に当たる書籍「精神保健福祉センターたより」が廃刊したことで千葉県立図書館に納入されなくなっただけである。千葉県立図書館が所蔵しなくなったことと、いわゆる精神障害者が不当ないし違法な行動を惹き起こすこととの間に因果関係は見出せない。

ウ 非常に多くの自治体でも、精神医療審査会の委員名簿は公表している。また、栃木県において、本件と同様の理由で不開示と処分された案件では、平成23年度に、栃木県情報公開審査会第56号答申により、栃木県精神医療審査会委員名簿及び辞令の写しの部分開示決定が取り消されて全部開示になっている。

エ 本件委員の複数人が自らホームページ等でインターネット上に自身が審査会委員を務めていることを公表している。それでもなお、実施機関の表明するおそれは現実のものとなっていない。

したがって、本件不開示情報は、条例第8条第6号に該当しない。

(4) 理由説明書における不開示決定の理由（条例第8条第2号及び第3号について）

- ア 本件委員の住所のうち、都道府県名までは、本件委員が千葉県民であるかどうかまでは説明責任があるため、同条第2号ただし書イに該当する。
- イ 本件委員の年齢も、何十代かまでは特定の年齢層に偏らなくして幅広い年代の専門的知見に立脚した判断を示していることを説明する責任があるため、同条第2号ただし書イに該当する。男女平等の推進のために本件委員の性別が公表されることと同趣旨である。何十代かを推定できる生年も同様に開示すべきである。
- ウ 本件委員の職業も、法第14条第2項により、精神保健指定医か法曹者か精神保健福祉士か社会福祉協議会役員等であると判明している。何よりも、説明責任があるため、条例第8条第2号ただし書イに該当する。
- エ 千葉県では、講演会の講師等の勤務先、役職名及び経歴は、情報公開請求に対して全部開示する運用をしている。それにもかかわらず、本件委員の経歴を全部不開示にすることは、公平の観念にも著しく反する。所属に関する情報も、法第14条第2項により、当該審査会の性質及び専門家として相応しいかといった判断を主権者が監視するため等にも、説明責任があり公表慣行があるとして、条例第8条第2号ただし書イロに該当する、また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当する。
- オ 個人であれ法人であれ、印影の不開示は、実際には押捺されていないにもかかわらず押捺されていることとして「裏金」などを濫造しその隠ぺい工作をするために使用されるものである。本当に押捺されているかを確認するために、閲覧時には開示したり写しの交付時には二重線を引いたり等の工夫を凝らせば、実施機関の表明するおそれが現実のものとなることはない。
- カ 弁護士会など、個人情報保護法（平成15年法律第57号）の規定による個人情報開示請求時に通知等に押印される法人印は、何人も入手できる印影であるため、法令等の規定により公になっている情報として同条第2号ただし書イに該当する。

したがって、本件不開示情報は、条例第8条第2号及び第3号に該当しないか、たとえ該当したとしても同ただし書に該当する。

(5) 理由説明の不備

実施機関は、本件不開示情報が条例第8条第6号のイからホのいずれに該当するかを決定通知書においても理由説明書においても記載しなかった。加えて、実施機関は、不開示部分が具体的にイからホのいずれに該当するかを記載しなかったことが違法であるという異議申立人の主張には法的根拠がないと弁明しているが、明らかに条例第12条第3項に違反している。実施機関が理由もなく情報を不開示にしたということであるから、不開示処分は無効である。

#### 第4 実施機関の説明要旨

##### 1 対象文書の決定について

実施機関は、本件請求に対し、千葉県精神医療審査会の設置された昭和63年度から現在に至るまでの委員任免に関する文書を対象文書として特定し、文書の保有状況から(1)(2)のとおりに区分した。

(1) 平成19年度以前の文書

(2) 本件対象文書

##### 2 対象文書の内容

平成19年度以前の文書及び本件対象文書は、昭和63年度から平成27年度開示請求時までの本件委員の推薦、委嘱及び解嘱等の起案文書である。

##### 3 本件不開示決定及び本件部分開示決定の理由について

###### (1) 本件不開示決定

実施機関は、平成19年度以前の文書は、文書不存在により不開示とした。

精神医療審査会は、昭和63年に法が大きく改正された時に発足した制度であり、千葉県では当時の旧衛生部保健予防課が事務を所管していた。平成14年度に、法の一部改正に伴い、上記事務は当時の健康福祉部障害福祉課から、センターに業務移管された。移管に関する資料及び文書は既に保存期間が経過しており、業務移管前の文書移管状況は不明である。

センター所属の職員が、センター庁舎内を調査したが業務移管前の文書は存在せず、現在、法の主管課である健康福祉部障害福祉課、行政文書を管轄する政策法務課文書管理ステーション及び文書館にも確認したが、業務移管前の文書は存在しなかった。

業務移管後の文書についても、センター庁舎内を調査したが存在せず、また、文書管理責任者が廃棄した旨を記録した文書件名一覧（以下「廃棄目録」という。）も存在してなかった。上記文書の保存期間は長期保存であるため、存在しないことは、誤って廃棄したものと考えられる。また、廃棄に関する文書についても存在しないため、原因及び状況が不明である。

(2) 本件部分開示決定（開示しない部分及び開示しない理由）

実施機関は、本件対象文書を、本件対象文書1から同8まで及び本件対象文書9から同50までに分け部分開示決定とした。

ア 本件対象文書1から同8まで（8件）

(ア) 本件委員の住所、郵便番号、電話番号、年齢、生年月日、職業及び経歴

条例第8条第2号「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの」に該当するため、不開示とした。

(イ) 本件委員の個人印の印影

本件委員の氏名は開示しているが、個人印の印影を開示すると偽造等が可能となるおそれがあり、条例第8条第2号「個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、不開示とした。

(ウ) 本件委員の所属機関及び推薦機関（法人）等の登録印鑑の印影

法人代表者印の印影は、当該法人が契約書等の重要な書類に使用する特別な管理をしているものであり、開示すると偽造等が可能となり、条例第8条第3号「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、不開示とした。

イ 本件対象文書9から同50まで（42件）

(ア) 本件委員の氏名、勤務先、役職名、本件委員の個人印の印影、住所、郵便番号、電話番号、年齢、生年月日、職業及び経歴

本件委員は、特別職の地方公務員であり、氏名は公開することが原則であるため、平成20年度までは委員名簿（氏名、勤務先及び役職名）を公開していたが、平成21年度以降は以下の理由により公開していない。

千葉県精神医療審査会が行う精神科病院入院患者からの退院等の請求に関する審査は、請求者の意図及び希望と異なる望まない結果がでることが少なく

なく、この結果に請求者等が強い不満や疑念を抱き、当該審査を行った本件委員に対し記載内容の審議や詳細を確認するため、本件委員の所属機関に直接出向いたり、電話等で説明を求めたり、抗議したりする等のほか、本件委員個人及び本件委員の所属機関等への誹謗、中傷や不当な圧力が加えられるリスクを否定できず、本件委員の日常業務や私生活に影響を来し、本件委員を継続することが出来なくなるおそれがある。

本件委員の任免に影響するばかりでなく、不当な圧力によって本来の客観的立場での審査が揺らぎかねない事態を招くおそれがある。

以上より、千葉県精神医療審査会の適正な運営に支障を及ぼす可能性があるため、条例第8条第6号「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」に該当するため、本件委員の氏名及び本件委員を特定できる情報全てを不開示としたものである。

(イ) 本件委員の住所、郵便番号、電話番号、年齢、生年月日、職業及び経歴

条例第8条第2号「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの」に該当するため、不開示とした。

(ウ) 本件委員の個人印の印影

個人印の印影を開示すると偽造等が可能となるおそれがあり、条例第8条第2号「個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、不開示とした。

(エ) 本件委員の所属機関及び推薦機関（法人）等の登録印鑑の印影

法人代表者印の印影は、当該法人が契約書等の重要な書類に使用する特別な管理をしているものであり、開示すると偽造等が可能となり、条例第8条第3号「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、不開示とした。

#### 4 異議申立ての理由について

(1) 本件不開示決定について

異議申立人は、不開示については、対象文書が全くないとは考えられない。文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の

不存在と判断することが違法である。仮に廃棄したのであれば、当該文書を廃棄したということを示す文書を開示すべきである、と主張する。

しかし、上記3(1)で説明するとおり、文書不存在を理由に不開示決定せざるを得ない状況である。

## (2) 本件部分開示決定について

異議申立人は、不開示部分は、いずれも条例第8条第2号、第3号、第6号に全て該当しない。また、たとえ該当したとしても、同条第2号ただし書イロハニ全て及び同条第3号ただし書に該当する。不開示部分は、条例第10条に該当する、と主張する。

しかし、上記3(2)で説明するとおり、開示しなかった部分は、条例第8条第2号、第3号及び第6号に該当するものである。

また、条例第10条に該当すると主張するが、千葉県精神医療審査会の審査内容の特殊性から、公益上特に必要があるとは認められない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件不開示決定について

(1) 本件不開示決定は、本件開示請求に係る平成19年度以前の行政文書が存在しないとの決定であり、実施機関は、平成19年度以前の文書の保存状況について、おおむね以下のとおり説明している。

精神医療審査会は、昭和63年度から各都道府県に設置された附属機関であり、千葉県では当時の旧衛生部保健予防課が業務を所管していた。平成14年度には、法改正が行われたことに伴い、旧衛生部保健予防課からセンターに業務が移管された。業務移管に関する文書は、既に保存期間が経過しており、業務移管前の文書の存否は不明である。そこで、センター職員が、センター庁舎内を探索したが業務移管前の文書は存在せず、また、法を所管する障害福祉課（現在の障害者福祉推進課）にも確認したが、業務移管前の文書は見つからなかった。

このほか、センター職員は、業務移管後の文書についても、センター庁舎内を

探索したが業務移管後の文書は存在せず、廃棄目録も存在しなかった。平成19年度以前の文書の保存期間は「長期」であるため、文書が存在していないということは、誤って廃棄したものと考えられるが、廃棄目録も存在していないため、誤廃棄の原因及び状況は不明である。

(2) そこで、当審査会が事務局職員をして、書庫等の探索をさせたところ、本件請求の対象となる行政文書として、作成日が平成14年4月1日付けで「審議会委員等の委嘱について（協議）」と題する起案文書及びその添付書類並びに平成19年度作成と思料される「千葉県精神医療審査会委員名簿」が発見された。

また、センター職員は、対象行政文書が発見されたことを受け、再度探索したところ、平成5年度「精神医療審査会委員実地審査委員任免」と題する簿冊に綴られている各行政文書並びに平成6年度から平成8年度まで及び平成10年度における「精神医療審査会委員任免」と題する各簿冊に綴られている各行政文書（以下、当審査会が発見した2件の行政文書と併せて「本件各発見文書」という。）が更に発見された。

したがって、本件不開示決定は、開示請求の対象となる行政文書が存在するのにこれを存在しないとした点において違法であるから、実施機関は、本件不開示決定を取り消し、本件各発見文書について、開示決定等を行うべきである。

## 2 本件部分開示決定について

実施機関は、本件委員が、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号の規定による特別職の地方公務員であるため、氏名は公開することが原則であり、平成20年度までは委員名簿（氏名、所属及び役職名）を公開していたとして、本件対象文書を、平成20年度に作成した本件対象文書1から同8までと、平成21年度以降に作成した同9から同50までに分けて部分開示決定を行った。

そこで、本件対象文書を本件対象文書1から同8まで及び同9から同50までに分けて、不開示情報ごとに、実施機関の本件部分開示決定の妥当性について、以下検討する。

### (1) 本件対象文書1から同8までについて

本件対象文書1、同4、同7及び同8は、平成20年度における本件委員の推薦依頼に関する起案文書であり、実施機関は、別表1に掲げる情報を条例第8条第2

号に該当するとして不開示とした。

本件対象文書2及び同5は、平成20年度における本件委員の委嘱依頼に、本件対象文書3及び同6は、平成20年度における本件委員の委嘱に、それぞれ関する起案文書であり、実施機関は、別表1に掲げる情報のうち法人代表者印の印影を除き条例第8条第2号に該当するとして、法人代表者印の印影を同条第3号に該当するとして不開示とした。

#### ア 条例第8条第2号該当性について

##### (ア) 郵便番号、住所、電話番号、生年月日及び年齢について

本件対象文書2、同3、同5及び同6には、本件委員の郵便番号、住所、電話番号、生年月日及び年齢が記載されている。

上記情報は、本件委員個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、同条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

##### (イ) 学歴及び経歴について

本件対象文書3及び同6には、本件委員の学歴及び経歴が記載されている。

上記情報は、本件委員個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、同条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、原則として不開示とすることが妥当である。

ところで、当審査会が本件対象文書6中、略歴書の経歴部分を見分したところ、一部委員の経歴の中に、平成20年度の委員名簿に記載されている所属及び役職名と同じ名称（以下「本件所属及び役職名」という。）が記載されていることが認められた。

そして、平成20年度以前は本件委員の氏名、所属及び役職名が公表されていたことに鑑みると、本件所属及び役職名については、公表慣行性が認められ、慣行として公にされている情報に該当する。

したがって、本件所属及び役職名が記載されている部分は、同条第2号ただし書イに該当すると認められるため、開示すべきである。

(ウ) 個人印の印影（弁護士の職印を除く。）について

本件対象文書3、同6、同7及び同8には、本件委員の個人印の印影が記載されている。

上記情報は、本件委員個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

しかしながら、本件委員は、前述のとおり、特別職の地方公務員であって、上記情報は、本件委員が千葉県精神医療審査会委員の一員としてその担当する事務を遂行する場合における当該活動についての情報であるから、当該職務遂行の内容に係る情報であると認められる。

したがって、上記情報は、同条第2号ただし書ハに該当すると認められるため、開示すべきである。

イ 条例第8条第3号該当性について

(ア) 法人代表者印の印影について

本件対象文書2、同3、同5及び同6には、本件委員を推薦する団体（以下「本件推薦団体」という。）代表者印の印影が記載されている。

上記印影は、上記文書が、法人たる本件推薦団体の真意に基づいて作成された真正かつ認証的な意味があるものと認められる。その上、上記印影に係る印章は、本件推薦団体の契約書類等の重要書類にも使用されるものとして特別な管理がされているものと推認できる。

このため、上記印影は、本件推薦団体に関する情報であって、公にすることにより上記印影が偽造等されることにより、本件推薦団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、上記印影は、条例第8条第3号イに該当し、同号ただし書にも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 個人印の印影（弁護士の職印）について

実施機関は、本件委員の個人印の印影については、条例第8条第2号に該当するとして、不開示決定を行った。

この点、当審査会が本件対象文書6を見分したところ、不開示とされた本件委員の個人印の印影の一部は、弁護士の職印の印影であることが認められた。

そうすると、同号では、個人に関する情報から事業を営む個人の当該事業に関する情報を除いているから、弁護士がその業務で使用する職印の印影は、個人に関する情報に該当せず、同号により不開示とすることはできない。

ところで、同条第3号イでは、「事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、」「公にすることにより、(中略)当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある情報を、不開示情報として定めている。

そこで、実施機関は不開示の理由とはしていないが、当審査会の職権により、上記情報が、同号イに該当するか以下検討する。

上記情報は、事業を営む個人である弁護士の事業上の印影であり、事業を営む個人が文書の公証性及び真正性を明らかにするために用いられるものであると認められる。

また、当該事業を営む個人の事業内容から、この印影が通常広く知れ渡るものであるとも言えない。

したがって、これを公にすると、偽造されて悪用されるなどし、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

以上のことから、本件委員の個人印の印影のうち、弁護士の職印の印影部分は、条例第8条第3号イに該当し、同号ただし書にも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

## (2) 本件対象文書9から同50までについて

本件対象文書34、同37及び同47は、平成24年度から平成27年度までにおける本件委員の解嘱に関する起案文書であり、実施機関は、別表1に掲げる情報を条例第8条第6号及び第2号に該当するとして不開示とした。

本件対象文書11、同14、同17、同20、同23、同26、同31、同32、同38、同41及び同48は、平成22年度から平成27年度までにおける本件委員の推薦依頼に関する起案文書であり、実施機関は、別表1に掲げる情報を条例第8条第6号及び第2号に該当するとして不開示とした。

本件対象文書9、同12、同15、同18、同21、同24、同27、同35、同39、同42、同43及び同49は、平成21年度から平成27年度までにおける本件委員の委嘱依頼に関する起案文書であり、実施機関は、別表1に掲げる情報を法人代表者印の印影を除き条例第8条第6号及び第2号に該当するとして、法人代表者印の印影を同条第3号に該当するとして不開示とした。

本件対象文書29、同30、同33、同44及び同45は、平成24年度から平成26年度までにおける本件委員の委嘱の際に行われる男女共同参画課及び行政改革推進課の事前協議に関する起案文書であり、実施機関は、別表1に掲げる情報を条例第8条第6号に該当するとして不開示とした。

本件対象文書10、同13、同16、同19、同22、同25、同28、同36、同40、同46及び同50は、平成21年度から平成27年度までにおける本件委員の委嘱に関する起案文書であり、実施機関は、別表1に掲げる情報のうち法人代表者印の印影を除き条例第8条第6号及び第2号に該当するとして、法人代表者印の印影を同条第3号に該当するとして不開示とした。

ア 条例第8条第6号及び第2号該当性について

(ア) 本件対象文書9から同50までには、本件委員の氏名、所属、役職名、郵便番号、住所、電話番号、生年月日、年齢、学歴、経歴及び委員の個人印の印影が記載されている。

実施機関は、千葉県精神医療審査会が行う精神科病院入院患者からの退院等の請求に関する審査（以下「退院等請求審査」という。）は、請求者の意図及び希望と異なる望まない結果がでることが少なくなく、この結果に請求者が強い不満や疑念を抱き、当該審査を行った本件委員に対し記載内容の真偽や詳細を確認するため、本件委員の所属機関に直接出向いたり、電話等で説明を求めたり、抗議したりする等のほか、本件委員個人及び本件委員の所属機関等への誹謗、中傷や不当な圧力が加えられるリスクを否定できず、本件委員の日常業務や私生活に影響を来し、本件委員を継続することが出来なくなるおそれがある。その上、本件委員の任免に影響するばかりでなく、不当な圧力によって本来の客観的立場での審査が揺らぎかねない事態を招くおそれがある

ため、本件委員の氏名及び本件委員を特定できる情報全てを、条例第8条第6号に該当するとして、不開示とした。

(イ) この点について、当審査会において確認したところ、次のとおりであった。

a 精神医療審査会は、法第12条の規定により、都道府県に設置が義務付けられている機関である。その委員は、法第13条の規定により、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者、法律に関し学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者のうちから、知事が任命し、法第14条の規定により、その指名する委員5人をもって構成する合議体で、審査の案件を取り扱うことが定められている。

精神医療審査会では、法第38条の3第2項の規定による定期の報告等に関する審査及び第38条の5第2項の規定による退院等請求審査を行っている。退院等請求審査においては、法第38条の5第3項の規定により、請求者及び入院先医療機関の関係者の意見を聴かなければならないとされており、同条第2項の規定により、その審査結果を知事に通知することとなっている。

b 千葉県精神医療審査会は、4合議体にて運営しており、各合議体は、医療学識経験者である委員（以下「医療委員」という。）2人以上、精神保健福祉学識経験者である委員（以下「有識者委員」という。）1人以上及び法律学識経験者である委員（以下「法律家委員」という。）1人以上の各々の委員のうちから知事が指名する委員5人で構成されている。

退院等請求に対しては、原則として、医療委員が請求者に実際に面接調査を実施し、定例の会議で医療委員等の報告等により審査を行っている。定例の会議は、各合議体で毎月1回、4合議体で年間約50回開催しており、退院等請求審査は年間数約70件である。実施機関の説明によると、面接の際には、面接者に対して本件委員の氏名等を明らかにしていないとのことであった。

(ウ) 本件対象文書9から同50までの中には、合議体別に本件委員の所属等や氏名が記載されている委員名簿（以下「合議体別委員名簿」という。）が含まれており、また、前述のとおり、退院等請求審査の件数は年間約70件と、必ず

しも多いとまではいえない上、面接を行う委員は、原則として医療委員であり、面接の際に氏名等を明らかにしてはいなくても、合議体別委員名簿と照らし合わせれば、自らの審査に関わった委員を具体的に特定できる可能性は否定できない。

ところで、退院等請求審査は、合議により行われるが、精神障害者の医療及び保護のために、本人の意思にかかわらず、入院の継続等が適当であるかどうかの判断が行われ、本人の望まない結果がでることも少なくない。

そうすると、上記不開示情報を公にすれば、実施機関が危惧する本件委員に向けられるリスクを否定できないばかりか、本件委員の日常業務等に影響を及ぼし、今後の千葉県精神医療審査会に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、本件委員の氏名及び委員を特定できる上記不開示情報は、条例第8条第6号柱書に該当し、同条第2号該当性を判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### イ 条例第8条第3号該当性について

本件対象文書12、同15、同21、同24、同27、同35、同36、同39、同42及び同43には、本件推薦団体代表者印の印影が記載されている。

上記印影は、上記文書が、法人たる本件推薦団体の真意に基づいて作成された真正かつ認証的な意味があるものと認められる。その上、上記印影に係る印章は、本件推薦団体の契約書類等の重要書類にも使用されるものとして特別な管理がされているものと推認できる。

このため、上記印影は、本件推薦団体に関する情報であって、公にすることにより上記印影が偽造等されることにより、本件推薦団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、上記印影は、条例第8条第3号イに該当し、同号ただし書にも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

#### 3 異議申立人の主張について

異議申立人は、理由説明の不備など種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

#### 4 結論

- (1) 実施機関は、本件不開示決定を取り消し、本件各発見文書について、開示決定等をすべきである。
- (2) 実施機関が本件部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表2の開示すべき情報欄に記載した各情報は、開示すべきである。
- (3) 実施機関のその余の決定は、妥当である。

#### 5 附言

「附属機関の委員の任免に関する文書」は、千葉県精神医療審査会が設置された昭和63年当時、千葉県行政文書規程（昭和61年千葉県訓令13号）では、「永年」に、その後、平成13年に制定された千葉県行政文書管理規則（平成13年千葉県規則第30号）では、「長期」に、それぞれ保存することとされていたことから、本件請求の対象となる行政文書は、現在でもすべて保存されていなければならない文書である。

しかるに、これら行政文書のうち、平成19年度以前の行政文書の存否が不明であるのは、上記規程及び規則に反し文書管理が不適切であるといえる。

また、本件不開示決定後に、当審査会の事務局職員及びセンター職員が改めて文書の探索を行ったところ、本件各発見文書が発見されたことは、本件不開示決定に当たっての文書の探索が不十分であったことは明らかであり、そのような探索の結果を元に文書が存在しないのは誤って廃棄したものと考えられるなどと当審査会に説明したことは極めて安易な対応と言わざるを得ない。

さらに、当審査会の事務局職員による調査において、該当する行政文書が発見されているにもかかわらず、その後のセンター職員による探索は、単に、文書探索システムによる探索にとどまっており、庁外書庫に保存されている文書の存否を現認していないなど、センター職員の対応は、当事者としての自覚が欠如していると言わざるを得ない。

実施機関にあつては、今回の事態を省み、今後、適切な行政文書管理等を厳に行うべきことを申し添える。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 9月11日	諮問書の受理
平成27年10月16日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年11月16日	異議申立人から意見書の受理
平成29年 6月28日	審議
平成29年 7月26日	審議
平成29年 9月27日	審議
平成29年12月20日	審議
平成30年 1月31日	審議